

オープンデータ伝道師派遣に係る実施要綱

〔令和4年2月9日デジタル監決裁〕
〔令和5年10月30日改正〕

(本要綱の趣旨)

第1条 本要綱は、デジタル庁がオープンデータ伝道師（以下「伝道師」という。）を派遣する取組（以下「本取組」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

(本取組の目的)

第2条 デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第30条は、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用に向けて必要な措置を講じる旨規定している。これに基づき、本取組では、地域のオープンデータ化を推進するため、オープンデータの整備やその利活用に関する支援として、伝道師を派遣し、地域のオープンデータの取組に対する支援を行うことを目的とする。

(本取組の内容)

第3条 本取組は、オープンデータの推進及びその利活用に関する団体の活動に対し、伝道師を派遣し、課題整理、アドバイス・提言、情報提供等を行うものである。

2 本取組における伝道師の派遣は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「地方公共団体等」という。）からの申請を受けて、デジタル庁が適当であると判断したときに実施する。

一 地方公共団体

二 デジタル庁が認めた組織等

3 本取組に基づく伝道師の派遣は、原則として、1回の派遣申請につき伝道師一人当たり連続する3日間以内（移動日を含まない。）とする。

4 前項にかかわらず、デジタル庁が適当であると判断した場合には、連続しない日に事前打合せ又はフォローアップのための派遣を行うことができる（派遣する総日数は3日間以内）。

5 本取組に基づく伝道師の派遣は、デジタル庁が適当であると判断した場合において、オンライン会議に代えることができる。

6 第3項及び第4項にかかわらず、オンライン会議のみにより支援を行う場合、1回の派遣申請につき、伝道師一人当たり支援時間数の合計は10時間以内、1日につき7時間以内とする。

7 デジタル庁は、本取組の実施期間中及び終了後に、必要に応じ、地方公共団体等及び伝道師に対し、実施状況に関するヒアリング又は意見交換を実施することができる。

(派遣の申請)

第4条 前条第2項の規定により伝道師の派遣を受けようとする地方公共団体等（以下

「申請団体」という。)は、別に定める派遣申請書をあらかじめデジタル庁に提出しなければならない。

(派遣の決定等)

第5条 デジタル庁は、前条の規定による派遣の申請があったときは、その内容を審査し、派遣することが適当であると判断したときは、派遣を決定する。

- 2 デジタル庁は、申請団体からの申請内容に基づき、原則、各伝道師が担当するエリア（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国及び九州エリア）内から伝道師を選定する。選定後、伝道師との間で派遣依頼内容を踏まえて日程調整を行い、伝道師の承諾を得た後に、派遣可能な伝道師を申請団体に通知する。
- 3 デジタル庁は、地方公共団体等からの申請の有無にかかわらず、地方公共団体等のオープンデータの推進に係る取組状況を踏まえ、支援が必要と判断した地方公共団体等に対して、伝道師の派遣を提案し、地方公共団体等の承諾を得た上で、これを実施することができる。

(変更等の承認)

第6条 前条第2項の通知を受けた申請団体及び前条第3項にて派遣を決定した団体（以下「派遣受入団体」という。）が、申請の内容を変更するときは、あらかじめデジタル庁に通知し、申請内容の変更に関し協議しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- 一 派遣目的に変更をもたらすものでなく、かつ、変更を認めることにより、より能率的に派遣目的を達成できると考えられる場合
- 二 派遣目的及び本取組に影響の少ない軽微な変更である場合

- 2 デジタル庁は、前項の協議を行う場合において、必要に応じ派遣申請の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
- 3 派遣受入団体は、やむを得ない理由により伝道師の派遣受入を休止又は廃止しようとするときは、デジタル庁に通知しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第7条 デジタル庁は、派遣受入団体が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、第5条の決定の内容（前条第1項の協議の結果変更が生じた場合は、その変更後の内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 派遣受入団体が、本要綱又はこれに基づくデジタル庁の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 派遣の決定後生じた事情の変更等により、本取組の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 三 派遣受入団体が、伝道師の派遣受入に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

- 2 デジタル庁は、前項の規定により派遣内容の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する場合は、派遣受入団体に通知するものとする。

(派遣後の報告)

第8条 伝道師は、個々の派遣終了後、デジタル庁が別に定める活動実績報告書をデジタル庁に提出しなければならない。

- 2 派遣受入団体は、派遣受入終了後、デジタル庁が別に定める実施報告書をデジタル庁に提出しなければならない。
- 3 デジタル庁は、派遣受入団体及び派遣した伝道師を公表することができる。

(伝道師の選任及び委嘱)

第9条 伝道師の選任については、社会的信望があり、オープンデータに関する知見及びデジタル庁が重要と考える政策課題に係る一定の知識又は経験を有し、オープンデータの公開及びその利活用の推進支援を積極的に行い、リードしていただける者の中から決定し、デジタル庁が委嘱する。

- 2 デジタル庁は、委嘱された伝道師に対し委嘱状を交付する。
- 3 本取組における伝道師の委嘱期間は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(伝道師の責務)

第10条 伝道師は、オープンデータに関わる様々な関係者間の仲介役となり、地方公共団体等が抱える課題の解決や、地域独自の魅力の活用に向けて、オープンデータを主要な手段として推進し、安全・安心・快適な地域づくりに寄与するよう努めなければならない。

- 2 伝道師は、第12条で定めるオープンデータ伝道師会（以下「伝道師会」という。）の構成員とする。
- 3 伝道師は、デジタル庁の求めに応じ、主として伝道師会への出席を通じて、国及び地方公共団体等におけるオープンデータの推進及びその利活用に関する情報共有を行うものとする。

(伝道師の業務)

第11条 伝道師は、国及び地方公共団体等のオープンデータの推進及びその利活用に関する課題整理、アドバイス・提言、情報提供等を行うものとする。

(オープンデータ伝道師会)

第12条 デジタル庁は、本取組の効果的な実施に資するため、伝道師が出席し、次の各号に掲げる活動を行う伝道師会を開催する。

- 一 活動実績の共有
 - 二 その他本取組の運用に関する検討等
- 2 デジタル庁は、必要がある場合においては、伝道師以外の有識者の出席を求めることができる。
 - 3 伝道師会は、デジタル庁が適当であると判断した場合において、オンライン会議に代えることができる。

- 4 伝道師会の庶務は、デジタル庁及び同庁で指定した委託先等において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、伝道師会の運営に関する事項その他必要な事項は、デジタル庁が定める。

(オープンデータ伝道師幹事会)

第13条 デジタル庁は、本取組を含めた、地方公共団体等におけるオープンデータの推進支援の効果的な実施に資するため、次項に定める座長及び幹事が出席し、次の各号に掲げる活動を行うオープンデータ伝道師幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。

- 一 オープンデータの推進及びその利活用の方策の検討
 - 二 伝道師の活動の在り方の検討
 - 三 その他本取組の運用に関する検討等
- 2 幹事会は、座長及び幹事をもって組織する。
 - 3 座長及び幹事は、伝道師の互選により選任し、デジタル庁が委嘱する。
 - 4 デジタル庁は、委嘱された座長及び幹事に対し委嘱状を交付する。
 - 5 座長及び幹事の委嘱期間は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 デジタル庁は、必要がある場合においては、座長及び幹事以外の有識者の出席を求めることができる。
 - 7 幹事会は、デジタル庁が適当であると判断した場合において、オンライン会議に代えることができる。
 - 8 幹事会の庶務は、デジタル庁及び同庁で指定した委託先等において処理する。
 - 9 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、デジタル庁が定める。

(伝道師に対する謝金及び旅費の支払い)

第14条 デジタル庁は、予算の範囲内において、派遣及び伝道師会及び幹事会への出席に対しては謝金及び旅費を、また、オンライン会議に対しては謝金を伝道師に支払う。

- 2 伝道師への謝金については、デジタル庁の定める諸謝金の使用基準に準じて支払うものとする。
- 3 伝道師の派遣、伝道師会及び幹事会への出席に係る旅費については、デジタル庁所管旅費取扱規程（令和3年9月1日デジタル庁訓令第43号）に準じて支払うものとする。なお、伝道師には一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表（一）の5級を適用する。
- 4 伝道師が謝金又は旅費の一部又は全部を辞退した場合は、上記の限りではない。

(伝道師の守秘義務)

第15条 伝道師は、本取組により知り得た情報については、公にされている事項を除き、他に漏らしてはならず、派遣受入団体の許可なく、本取組における業務の履行以外の目的で使用してはならない。

(伝道師に係る情報の申請団体への開示)

第16条 デジタル庁は、伝道師の派遣に当たり、伝道師の許可を受けた上で、連絡調整に必要な最小限の伝道師に係る情報を申請団体の要求に対して開示することができる。

(委嘱の取消し)

第17条 デジタル庁は、伝道師が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、第9条第1項の選任の決定を取り消すことができる。

- 一 伝道師が、業務上知り得た秘密を漏らした場合
- 二 伝道師が、業務の遂行を怠った場合
- 三 伝道師が、業務中に国の派遣者としてふさわしくない行為を行った場合
- 四 伝道師が、その他本取組の目的又は内容を逸脱した行為を行った場合
- 五 伝道師が、心身の故障のため業務に支障をきたす場合
- 六 伝道師が、第9条第1項に定める選任決定の要件を満たさなくなった場合
- 七 その他デジタル庁が委嘱を取り消す必要があると認める場合

(その他必要な事項)

第18条 伝道師に関する庶務は、デジタル庁及び同庁で指定した委託先等で処理する。

2 本取組の実施に関するその他の必要な事項は、デジタル庁が定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月30日から施行する。